

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第88号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京都市市民スポーツ会館の使用料の適正化を図るため、これを次のとおり改定することとしました。

区		分		現 行	改 正 後
体 育 室	体育館 競技場 の全面 と併用 する場 合以外 の場合	全 面 使 用（1時 間につ き）	休日等	1,200 円	1,800 円
			その他 の日		1,500

備考 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する  
休日をいいます。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の  
施行前においても行うことができることとしました。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第 88 号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1体育室の項中

「

22,000	17,000	35,000	26,000	48,000	38,000	105,000	81,000
							1,200

を

」

「

22,000	17,000	35,000	26,000	48,000	38,000	105,000	81,000
						1,800	1,500

に改

」

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)